

障害者福祉分野のソーシャルワークにおける 食事支援・栄養指導の重要性

— 社会福祉士と管理栄養士および特別支援学校教諭との連携再考 —

大津雅之・鳥居美佳子・里見達也

キーワード：障害者福祉・社会福祉士・管理栄養士・特別支援学校教諭・専門職連携

要 約

本研究では、障害者福祉分野のソーシャルワークにおける食事支援・栄養指導の重要性について、社会福祉士と管理栄養士および特別支援学校教諭との連携といった側面から再考した。

日本国内においては、社会福祉基礎構造改革のもと、高齢者福祉分野で2000年より開始した介護保険制度によって、また、障害者福祉分野で2003年より開始した支援費制度によって、それまでの福祉サービスのあり方が「措置から契約」へと移行した。高齢者に対する栄養指導は病院内での栄養指導から退院後の在宅での栄養指導まで連続したプロセスを求められる。このことから、介護保険制度においても、訪問栄養指導としてそのサービスが位置付けられ、今日に至るまで医療と福祉の重要な結節点を担っていることは周知の通りである。ただし、障害者福祉分野においては、支援費制度から「障害者自立支援法」、「障害者総合支援法」といった変遷を経ながら、障害者福祉サービスを「措置から契約」さらには施設内処遇から在宅をはじめとする地域移行へと転換をはかりつつも、栄養指導の面においては、介護保険制度のような実績を積み上げることができていない。

そこで、本研究では、社会福祉士と管理栄養士の専門職連携の中でも、今日の日本国内における、障害者福祉分野の強度行動障害を持つクライアントに対する食事支援を中心に、障害者福祉分野のソーシャルワークにおける食事支援と栄養管理および栄養指導に焦点化した社会福祉士と管理栄養士との連携、さらにはそのプロセスの中で特別支援学校教諭がどのような関わりをすべきなのかといった側面を踏まえての専門職連携を再考した。

序章

社会福祉実践における福祉専門職と管理栄養士との連携については、介護保険制度における栄養指導等がまず思い浮かぶ。両専門職の連携の歴史は古く、他にも高齢者福祉施設内での食事提供や在宅での配色サ

ービスを通じた食事提供をはじめ、社会福祉実践の根底をなすクライアントの衣食住といった生理的な基本ニーズと対峙した連携と実践が展開されてきた。社会福祉実践における福祉専門職と管理栄養士との連携については、高齢者福祉分野に限らず、児

童福祉分野、障害者福祉分野をはじめ他の福祉分野においても古くから展開されている。ただし、とりわけ障害者福祉分野に目を向けてみると、これまで多くの実践が蓄積されてきていながら、その実践に焦点化した先行研究は少ない。

日本国内においては、社会福祉基礎構造改革のもと、高齢者福祉分野で2000年より開始した介護保険制度によって、また、障害者福祉分野で2003年より開始した支援費制度によって、それまでの福祉サービスのあり方が「措置から契約」へと移行した。高齢者福祉分野においては介護支援専門員が、また、障害者福祉分野においては相談支援専門員が、各々の分野における新たな制度のマネジメント（以下、「ケアマネジメント」と記す。）を担うケアマネジャーとして位置付けられた。このうち、高齢者福祉分野における介護保険制度では、介護支援専門員となる要件として、社会福祉士や介護福祉士といった福祉系国家資格のみならず医師、看護師、保健師といった医療系国家資格、さらには栄養士や管理栄養士も基礎資格としての国家資格となり、その国家資格を保持したうえで一定の実務経験があれば、資格取得のための試験および研修を受講できる仕組みとなった。これにより、介護保険制度によって各種サービスが提供されているような高齢者福祉領域の実践現場においては、管理栄養士も栄養指導だけでなく、ケアマネジメントを担う介護支援専門員として、実践に携わるようになってきた。

高齢者に対する栄養指導は病院内での栄養指導から退院後の在宅での栄養指導まで連続したプロセスを求められる。このことから、介護保険制度においても、訪問栄養指導としてそのサービスが位置付けられ、

今日に至るまで医療と福祉の重要な結節点を担っていることは周知の通りである。ただし、障害者福祉分野においては、支援費制度から「障害者自立支援法」、「障害者総合支援法」といった変遷を経ながら、障害者福祉サービスを「措置から契約」さらには施設内処遇から在宅をはじめとする地域移行へと転換をはかりつつも、栄養指導の面においては、介護保険制度のような実績を積み上げることができていない。たとえば、障害児に対しては、特別支援学校における給食を通しての栄養管理ないしは栄養指導が、また、障害者に対しては、通所施設においても入所施設においても、その施設が提供する食事を通しての栄養管理ないし栄養指導が展開されている。しかし、このままでは、地域移行を促進し、在宅移行が進めば進むほど、栄養管理および指導が後退してしまうことも懸念される。

そこで、本研究では、社会福祉士と管理栄養士の専門職連携の中でも、障害者福祉分野のソーシャルワークにおける食事支援と栄養管理および栄養指導に焦点化した社会福祉士と管理栄養士との連携、さらにはそのプロセスの中で特別支援学校教諭がどのような関わりをすべきなのかといった側面を踏まえての専門職連携を再考してみたい。

第1章 社会福祉士および管理栄養士とは

第1節 社会福祉士とは

社会福祉士とは「社会福祉士及び介護福祉士法」第二条で、「この法律において『社会福祉士』とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福

社に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において『福祉サービス関係者等』という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において『相談援助』という。）を業とする者をいう¹と定められている。

社会福祉士は、1987年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」によって日本国内のソーシャルワーカーに付与することを目的に定められた国家資格であり、その取得にあたっては国家試験を受験し合格しなければならない。1989年に第1回社会福祉士国家試験が開催されて以降、第30回目となる社会福祉士国家試験開催を経た2018年の時点における社会福祉士登録者数の合計は226,561人となっている²。

第2節 管理栄養士とは

管理栄養士とは「栄養士法」第一条2で、「この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう」³と定められている。

管理栄養士は、1947年に制定された「栄養士法」に定められる国家資格であり、1962年の「栄養士法」の一部改正時に設けられ、管理栄養士国家試験に合格して取得するとされている。2015年の時点における

管理栄養士登録名簿登録数の総計（累計）は、205,267人となっている⁴。

第3節 相談・助言・指導等を担う専門職に付与するための国家資格

社会福祉士も管理栄養士も国家資格と位置付けられている。また、双方の国家資格は、特定の業務に対して、特定の資格を有する者のみしか行うことができない旨が法令等によって定められている業務独占資格ではなく、資格取得者以外の者が、その資格の呼称およびそれに類似した紛らわしい呼称等を用いることが禁じられる名称独占の国家資格とされている。

社会福祉士も管理栄養士も国家資格と位置付けられている以上、法律による定義が定められているが、双方の定義で注目すべきは「指導」といった共通した表現が用いられている点であろう。周知の通り、今日の社会福祉分野においては、福祉専門職とクライアントとの「平等」が重視されているがゆえに、専門職者を上に見て、下にあるクライアントを「指導」するような立場的に上下関係を連想させてしまうような解釈を伴う言葉を用いることは少なくなってきている。よって、社会福祉士においては法律による定義においても「助言」といった表現も用いられているように見受けられる。ただし、ここでは、社会福祉士の法律による定義にも明示されている「相談」という表現についてもう少し詳しく触れておくこととしたい。

そもそも、日本国内において、社会福祉士はソーシャルワークを担う福祉専門職のために付与する資格として1987（昭和62）年の「社会福祉士及び介護福祉士法」によって制定された。同法は以降、複数回の法改正が繰り返され、とりわけその養成課程

におけるカリキュラムの変更が行われてきた。中でも、2009年に行われたカリキュラム改正以降は、「ソーシャルワーク」をそれまでの「社会福祉援助技術」から「相談援助」といった表現に書き換えられ、「ソーシャルワーク=相談援助」といった解釈が非常に強くかつ急速に国内へと浸透して行ったように見受けられる。

しかし、ソーシャルワークの定義とは国際的にも定められており、国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) は、「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利 (ウェルビーイング) の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」といったソーシャルワークの定義を2000年7月に採択している。そして、社会福祉士の専門職集団 (職能団体) である公益社団法人日本社会福祉士会も、国際ソーシャルワーカー連盟に加盟していることから、公益社団法人日本社会福祉士会が定めた倫理綱領においても、この定義を「ソーシャルワーク」実践に適用され得るものとして認識し、その実践の拠り所とすることを明言している⁵。

「ソーシャルワーク」とは、歴史的変遷の中で「ケースワーク」を発展させた概念でもあるが、「ケースワーク」の特徴とは、「個人と環境との相互作用に焦点をあて、個人の内的変化と社会環境の変化の双方を同時に視野に入れて援助過程を展開する点にある」⁶とされている。よって、社会福祉士の業務面での専門性とは、単に「相談」、

「助言」、「指導」で終わるのではなく、環境にも働きかけながら、その「環境調整」によって、クライアントの抱える困難さの解決や軽減に尽力する点にあると言えるだろう。

クライアントの抱える困難さに思いを巡らせてみると、具体的に捉えようとすればするほど数多く思い浮かび、枚挙に暇がない。ただし、本稿では、クライアントの抱える困難さについて、そのテーマにもあるように、とくに障害者福祉分野における食事の面から捉えてみることにしたい。たとえば今日の日本国内における、障害者福祉分野の強度行動障害を持つクライアントに対する食事支援においては、環境調整といった側面を重視しながら、その解決や軽減につなげている。そこで、次章においては、国内における強度行動障害と食事支援の現状について触れておくことにしたい。

第2章 日本国内における強度行動障害と食事支援の現状

第1節 強度行動障害とは

日本国内において、「強度行動障害」という用語がはじめて登場したのは、行動障害児 (者) 研究会が、1989 (平成元) 年に発行した「強度行動障害児 (者) の行動改善および処遇のあり方に関する研究」の報告書においてであるとされている⁷。同報告書において記されていた「強度行動障害」の定義は、「精神科的な診断として定義される群とは異なり、直接的他害 (噛みつき、頭突き等) や、間接的 he 害 (睡眠の乱れ、同一性の保持等)、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な者であり、行動的に定義される群」であり、さらに、「家庭にあって通常の育て方をし、かなりの養

育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態」といった付記もされている⁸。

強度行動障害の背景には、知的障害や自閉症といった障害があるとされているが、2014年に『強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) 受講者用テキスト』を発行した強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)プログラム作成委員作成によれば、この定義について、さらに「つまり、精神医学的な診断(例:精神遅滞、自閉症、統合失調症)とは別に、さまざまな養育上の努力はしていても、行動面の問題が継続している状態に対して付けられる呼称が『強度行動障害』であるということです」といった言及もしている⁹。

第2節 強度行動障害と食事支援

今日、強度行動障害に関する相談や様々な支援、普及啓発、研修、研究は国内の都道府県単位でも行われている。中でも神奈川県においては、県のホームページ内において強度高度障害に特化させた「強度行動

障害への取組み」といったページを立ち上げ、県内で取り組まれている様々な情報を発信している。

このうち、県立の施設における実践等をもとにした「支援事例のご紹介」といったページには、「自傷」、「他害」、「こだわり」、「多動」、「騒がしさ」、「物壊し」、「睡眠の乱れ」、「食事関係」、「排せつ関係」、「自傷行為」といった項目に分けられた支援集が掲載されている¹⁰。これらの項目で注目すべきは、支援事例としている以上、強度行動障害を持つ利用者等の食事場面における様々な課題を単に紹介するのではなく、それら様々な課題に対し、常日頃実践にあたってスタッフたちがどのような支援によって解決を試みようとしてきたのかという点まで明確に示されているといった点であろう。これらの項目のうち、たとえば本稿にも関係に深い「食事関係」の支援集には、表2-1に示したような支援事例が紹介されている¹¹。

表2-1：強度行動障害食事関係の障害に対する支援集

自分の食事が終了した後に、他者の食事に手を出す。(20歳代前半) 三浦しらとり園	
どうして	食べ物に対する興味が強く、他の人の食事が目に入ると食べたくなるようです。
こうしてみました	個室で1番初めに食事を提供し、食後にビーズや絵カードの分類など8種類の課題をします。
説明	食べ物に対して強い関心があり、食事前後に他者の食事を目にして落ち着かない状態が見られました。個室で1番初めに食事をして、食後すぐに40分程度の課題を行い、他の人の食事が終了したところで洗面所に移動するようにしたところ、他者の食事を気にすることがなくなっています。

食事の配膳時間に待てずドアを叩くなど落ち着かない。(20代後半) 三浦しらとり園	
どうして	食事の配膳が始まるとすぐに食事をしたいという気持ちになるようです。
こうしてみました	配膳場所を変更し、配膳前に居室誘導し、カーテンで職員や他者の動きが目に入らないようにします。
説明	食べ物に対して強い関心があり、配膳が始まると興奮し、ドアを叩いたり、職員の出入りの際に食堂に入ろうとするなど落ち着かない状況が見られました。配膳前に職員や他の利用者の動きが気にならないように、居室に誘導しました。カーテンを設置し、配膳場所を配膳室ではない場所で行ったところ、食事まで落ち着いて過ごせるようになっていきます。
食事中に自分のお膳を払う。(10代) 七沢学園	
どうして	食堂で他人の会話や賑やかさが気になってしまうとされます。
こうしてみました	自分の部屋で食事をするようにします。
説明	食堂は皆が集合する場所で、視覚・聴覚等、様々な刺激が入ります。この刺激が気になりお膳を払う行為に繋がると考えました。自分の部屋で食事をするにより、お膳を払うことはなくなっています。
食べ物を食器ごと投げてしまう。(20代後半) 津久井やまゆり園	
どうして	嫌いな食べ物を捨てる場所が分からず、食器を投げてしまうようです。
こうしてみました	本人専用の残飯入れバケツを用意しました。
説明	本人の食事テーブルの横に本人専用の残飯入れバケツを用意し、嫌いな食べ物を捨てられるようにしました。嫌いな食べ物は自分で残飯入れバケツに捨てるようになり、食器を投げるものがなくなっています。
食器を自ら投げて、その音で興奮が高まってしまいます。(30歳代後半) 中井やまゆり園	
どうして	食器の割れる音に反応して、過去の記憶がよみがえる（フラッシュバック）為と思われます。
こうしてみました	食器を発泡スチロール製の物に変更します。
説明	食事を発泡スチロール製の食器に移し変えてから提供してみました。こうすることで本人が食器を投げてしまっても、音が最小限で収まり興奮に結びつかなくなっています。

食事がなかなか食べられません。(30歳代後半)	
中井やまゆり園	
どうして	陶器の食器だと投げると大きな音がして刺激になってしまう為と思われます。
こうして見ました	弁当の器に移し替えて提供します。
説明	もともと食の細かい方ですが弁当はとても好きなので、弁当の容器での提供は食が進んでいます。また投げても音がしないため、落ち着いて食べることができます。
食事場面で落ち着かない。スプーン等を叩きつける	
七沢学園	
どうして	本人にとって食事場面は楽しみですが、集団のにぎやかな環境の中で食べることは苦手なようでした。自閉傾向があり、音刺激に反応してしまい食事に集中できないと思われました。
こうして見ました	個室を用意し、支援者を固定し、静かな場所で食事が出来るように環境設定を行いました。テーブルにはランチョンマット等を敷いて、視覚的にも食事をする事の理解が得られるよう工夫しました。
説明	当初は集団で食事をしていましたが、音声刺激が多いのか気持ちが食べることに、なかなか向きませんでした。個室を用意して静かな環境を設定し、同一の支援者とマンツーマンで食べるようにしました。食べる場所の変更は特に問題なく了解され、気持ちよく穏やかな感じで食事をすすめることができました。しばらくこの方法を続け、良い経験を積み重ねて安心感を育み、いずれは集団に戻していくことも試行してみたいと思います。
おやつを食べ過ぎて肥満に(10代後半 男性)	
どうして	終わりがわかりにくいためと考えられます。
こうして見ました	スナック菓子は食べきりサイズを用意します。登校前に写真カードで選んでもらい、帰宅後そのお菓子を渡します。
説明	断ると興奮して叩いてしまうため、要求されると、ついあげてしまい、いつの間にか「叩けばおかわりをくれる」パターンが出来てしまいました。短期入所を使い、この習慣を崩す取組をしました。選んだ写真は「今日のおやつ」として冷蔵庫の扉に貼り、帰宅するとカードと引換えにお菓子を渡すことにして、家庭でも同じ方法を行いました。おかわり要求については「明日」と答えるようにしたところ、あっさり納得されたということです。

お父さんのおかずまで食べてしまう (10代後半 男性)	
どうして	どこまでが自分のおかずなのか、わからない
こうして見ました	大皿での盛付をやめ、ランチョンマットで家族銘々のおかずを、視覚的にわかりやすい形にしました。
説明	学校や入所施設の食事では、自分の分を食べたら終わり、ということが自然に出来ていました。どちらも食事用トレイ(お盆)を私用していることから、家庭でも試してみました。お盆の代わりにランチョンマットを使用し、おかずは銘々に取り分けておいたところ、帰宅が遅くなる家族の分まで食べてしまうことはなくなりました。
昼食会で弁当を選ぶ際など、種類が多いと選べずに粗暴行為が表出することがあります。(20代前半) <p style="text-align: right;">中井やまゆり</p>	
どうして	どれを選んでいいのか分からずに混乱してしまう為と考えられます。
こうして見ました	本人が好きそうな物 2 から 3 種類に減らして選んでもらいました。
説明	小さい頃から通い続けているマクドナルドではメニューの中から選ぶ事ができますが、昼食会の弁当を選ぶ時やおやつを選ぶ時など、種類が多いと選べずに混乱してしまい、時には粗暴行為が表出します。このような時彼の許容範囲は 2 から 3 種類までなので、それ以上の中から選ぶ場合は、好きそうな物 2 から 3 種類に減らして選んでもらいます。それでも長く迷う事はありますが、選ぶ事が出来ます。

出典：神奈川県ホームページ「強度行動障害支援集 食事関係」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a4b/cnt/f537138/p34129.html>

2019年12月1日閲覧。

第3節 強度行動障害を持つクライアントに対する食事支援と環境調整

神奈川県ホームページに紹介されている「強度行動障害支援集 食事関係」を確認する以上、とりわけ、今日における、強度行動障害を持つクライアントに対する食事支援においては、環境調整といった側面を重視ししながら、その解決や軽減につなげていると言えるであろう。今日における日

本の社会福祉分野において、食事支援とは、ケアワークつまり介護福祉分野の専門的技法と捉えられているような側面があると見受けられる。ただし、先にも触れたように、環境調整とはソーシャルワークにおいて非常に大切にされてきた支援方法であり、たとえば、神奈川県ホームページで紹介されている「強度行動障害支援集 食事関係」の中でも、「こうして見ました」という点

で、「配膳場所を変更し、配膳前に居室誘導し、カーテンで職員や他者の動きが目に入らないようにします」、「自分の部屋で食事をするようにします」、「個室を用意し、支援者を固定し、静かな場所で食事が出来るように環境設定を行いました。テーブルにはランチョンマット等を敷いて、視覚的にも食事をする事の理解が得られるよう工夫しました」と記された点は、環境調整そのものであると言える。おそらく、このような工夫は特別支援学校においても古くから取り組まれていると考えられるが、このような工夫や対応は、専門職による見立てや専門的な知識をもとになされていることは言うまでもない。

日本国内の社会福祉分野全体で在宅移行や地域移行にシフトして行く中では、強度行動障害を持つクライアントも自宅や地域での生活が求められている。ただし、強度行動障害を持つクライアントの在宅移行や地域移行においてこそ、より高度な社会福祉の専門性とより高度な栄養学の専門性を交えた食事支援や栄養管理、栄養指導が求められるといえるのではないだろうか。そこで、次章においては、本研究のまとめとして、より高度な専門性といった観点から社会福祉士と管理栄養士との連携、さらにはそのプロセスの中で特別支援学校教諭がどのような関わりをすべきなのかといった側面を踏まえての専門職連携を再考してみたい。

終章

強度行動障害を持つクライアントに対する食事支援と環境調整といった事例を通して考えるならば、ソーシャルワークを担う社会福祉士は環境調整といったスキルに強いが食事や栄養に関する知識には弱く、指

導といったスキルまで持ち合わせていない。一方、栄養管理や栄養指導を担う管理栄養士は、食事や栄養に関する知識は強いが環境調整といったスキルは社会福祉士ほどには至らないことであろう。また、特別支援学校教諭は、社会福祉士や管理栄養士とは違い、障がいのある子どもたちに食事の方法を教育的側面を担保しながら支援してきたと言えるのではないだろうか。

前章で確認してきた神奈川県ホームページに紹介されている「強度行動障害支援集食事関係」の取り組み事例は、すでに管理栄養士が介入してできあがった食事を、福祉専門職者が環境調整も含め、どのように提供するかという事例であると考えられるのであれば、たしかにそこには管理栄養士と福祉専門職者との専門職連携が生まれている。ただし、前章でも触れたように、日本国内の社会福祉分野全体で在宅移行や地域移行にシフトして行く中では、強度行動障害を持つクライアントも自宅や地域での生活が求められている。そして、そこでは、施設内で展開されるような専門職連携は難しくなっている。今日、日本の社会福祉の大きな流れの中で、とりわけ食事支援・栄養指導の面で高齢者福祉分野に遅れをとる障害者福祉分野においては、あらためて、特別支援学校における取り組みを踏まえる意味でも特別支援学校教諭とも手を組みながら、今日の実情に合った社会福祉士と管理栄養士との連携のあり方を模索する必要があるのではないだろうか。

今日の障害者福祉分野における実践の場では、すでに社会福祉士だけに限らないソーシャルワーカーと管理栄養士との連携によって、在宅移行や地域移行の食事面を支える取り組みが生まれてきている。本研究では今後、それらの実践的取り組みを行っ

ている専門職者たちも交えながら、実証的研究としてさらなる展開を目指していきたい。

注

¹ 「社会福祉士及び介護福祉士法」 e-Govホームページ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=362AC0000000030 2019年12月1日閲覧。

² 「日本社会福祉士会 組織率時系列推移」公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領ホームページ https://www.jacsw.or.jp/kaiin/01_shiryō/kaiinTokei/d06_soshikirisu.html 2019年12月11日閲覧。

³ 「栄養士法」 e-Govホームページhttps://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC00000000245 2019年12月1日閲覧。

⁴ 「管理栄養士名簿登録数の推移」厚生労働省ホームページ<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000129254.pdf> 2019年12月11日閲覧。

⁵ 「公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領」公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領ホームページ https://www.jacsw.or.jp/01_csw/05_rinrikoryo/files/rinri_kodo.pdf 2019年12月1日閲覧。

⁶ 岩間伸之「ケースワーク (social casework)」山縣文治・柏女霊峰 (編集委員代表)『社会福祉用語辞典—第9版—』ミネルヴァ書房、2013年、75ページ。

⁷ 強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修) プログラム作成委員作成『強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修) 受講者用テキスト』独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園発行、2014年、12-13ページ。

ジ。

⁸ 行動障害児 (者) 研究会『強度行動障害児 (者) の行動改善および処遇のあり方に関する研究』財団法人キリン記念財団、1989年。

⁹ 前掲3)、12-13ページ。

¹⁰ 神奈川県ホームページ「強度行動障害への取組み 支援事例のご紹介」<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a4b/cnt/f537138/p1213523.html> 2019年12月1日閲覧。

¹¹ 神奈川県ホームページ「強度行動障害支援集 食事関係」<http://www.prefkanagawa.jp/docs/a4b/cnt/f537138/p34129.html> 2019年12月1日閲覧。

**Importance of dietary support and nutritional guidance in social
work in the field of welfare for persons with disabilities**

— Rethinking cooperation between social workers, registered
dietitians and teachers at a special support school —

OTSU Masayuki, TORII Mikako, SATOMI Tatsuya